


所管部課		総務部 職員課	部長	阿部 晴彦		
件名		東大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画策定等委員会設置要綱の一部を改正する要綱について				
		区分		1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>組織改正に伴う副委員長及び委員の職名の改正漏れがあったため、東大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画策定等委員会設置要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正点 第3条第3項の「学校教育課長」を「教育総務課長」に改める。 第3条第4項の「市民生活課長」を「地域振興課長」に改める。</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 特定事業主行動計画策定において、適正な運用を図ることができる。</p>						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
3. 留意事項 (問題点等)						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における報告終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。